

○芝山町広報紙広告掲載要領

令和2年1月30日
告示第34号

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町が発行する広報しばやま(以下「広報紙」という。)に掲載する広告について、芝山町有料広告の掲載に関する要綱(平成26年芝山町告示第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第2条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、町長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦55ミリメートル、横175.5ミリメートル
- (2) 2号広告 縦55ミリメートル、横114ミリメートル

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、毎年4月から翌年3月までの間で、毎年1月から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は12月以内とする。

(掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 16,000円
- (2) 2号広告 8,000円

(掲載の申込み)

第6条 広報紙に広告を掲載しようとする者は、広告を掲載しようとする月の前々月の15日までに、芝山町広報紙広告掲載申込書(別記第1号様式)に必要書類を添えて、申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者及び広告の内容を審査し、広告の掲載の可否を芝山町広報紙広告掲載申込結果通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定により広告の掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)

は、町長が指定する期日までに広告の原稿を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された広告の原稿の内容が適正でないと認められる場合には、広告主に対し、期日を指定して内容の修正を求めることができる。

(広告主の責任等)

第9条 広告主は、掲載された広告に対し、第三者からの苦情の申出、被害救済の申出、損害賠償の請求等があった場合、自らの責任でそれに対処しなければならない。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、第6条の規定により提出した申込書の内容を変更したいとき、又は当該申込書の必要書類の内容に変更があったときは、芝山町広報紙広告掲載変更届(別記第3号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、広告の掲載を取り消したときは、芝山町広報紙広告掲載取消通知書(別記第4号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(掲載料の返還)

第12条 町長は、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、掲載ができなくなった月の翌月以降の納付済みの広告の掲載料を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さないものとする。

(免責事項)

第13条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該停止に係る損害の補償その他費用の請求を町に対して行わないものとする。

(1) 広報紙の発行上、重大な変更が生じたとき。

(2) 広報紙の編集上、重大な支障が生じたとき。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、広報紙に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。